

出店者専用システム利用契約

「オオタコレクションネットワーク」コーディネート機関である有限会社協同ゴム工業所（以下、「甲」といいます）と、甲が運営するインターネットサイトのウェブページ（以下、「出店ページ」といいます）に企業紹介、製品紹介等を掲載するためのソフトウェア（以下、「出店者専用システム」といいます）の利用者（以下、「乙」といいます）は、出店者専用システムの提供及び利用に関し、以下のとおり契約を締結します。

第1条 目的

本契約は、甲乙間の出店者専用システム利用の基本的事項を定め、甲乙間のシステム提供及びシステム利用を円滑に執り行うことを目的とします。

第2条 用語の定義

本契約における主要な用語の定義は次のとおりとします。

1. 「リンク先」とは、出店ページからリンク設定されるウェブサイトをいいます。
2. 「運用ガイドライン」とは、甲が作成する出店ページ掲載基準、出店ページ運用基準、出店ページ作成ガイドライン等をいいます。

第3条 適用範囲

本契約に定める事項は、別に定める場合を除き、甲乙間の出店者専用システムに関する取引のすべてに適用します。

第4条 出店者専用システム利用契約の成立

1. 乙は、甲の定める様式の出店者専用システム利用契約申込書を提出したとき、または甲が特に認めた場合に限り、システム利用の意思の確認ができる電子メールその他の通知を甲にしたとき、本契約に同意のうえ甲に出店者専用システム利用を申し込んだものとします。
2. 本契約は、乙による出店者専用システム利用の申し込みに対し、甲が承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。なお、出店者専用システム利用申込書は本契約の一部を構成します。
3. 甲が、乙の出店ページの作成を受託する場合、甲乙間において協議の上、出店ページ作成料金その他必要な諸条件を別途定めるものとします。

第5条 アカウントとパスワードの発行と管理

1. 甲は本契約成立後、乙に対し、出店者専用システムの利用に必要なアカウントとパスワード（以下、「アクセス権限」という）を利用開始日を付して発行し、乙は利用開始日から出店者専用システムを利用できるものとします。

2.乙はこのアクセス権限を秘密情報として適切に管理し、第三者に使用させてはなりません。アクセス権限を利用して行われた行為の責任は当該アクセス権限を保有している乙の責任とみなします。また、アクセス権限情報の漏洩、不正アクセス等から損害が発生した場合、甲はいかなる責任も負いません。

第6条 禁止事項

乙が出店者専用システムを利用する場合、以下の行為を行うことを禁止します。 万一乙の違反行為により損害が発生した場合には、乙はその損害のすべてにつき賠償責任を負うことになります。

- (1) 甲の著作権、商標権等の知的財産権、財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
- (2) 自分以外の人物になりすまして出店者専用システムを利用する行為。
- (3) コンピューターのソフトウェア、ハードウェア及び通信機器の機能を妨害、破壊または制限するような有害なコンピュータープログラム等を送信したり、他者が受信可能な状態におく行為。
- (4) 甲の提供する一切のウェブ管理用設備（出店者専用システムを提供する為に使用する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェア）に無権限でアクセスし、運営に支障を与える行為、及び与える恐れのある行為。

第7条 サービス内容

甲は乙に対し、次の機能を有するソフトウェアを提供します。

- (1) 出店ページに企業紹介、製品紹介等を作成するために必要なウェブページ作成機能
- (2) 乙が運用ガイドラインに定める基準に従って作成した出店ページを、甲が管理する「オオタコレクションネットワーク」サイト内に掲載する機能

第8条 甲及び乙の義務及び責任

1.乙は、アクセス権限を利用し、甲の運営するサイトが提供する会員メニュー画面より、乙の管理する出店ページの設定、管理及び更新を自ら行うものとします。

2.乙は、出店ページに含まれる出店情報など、自らの企業紹介、商品やサービスについての情報が正確かつ適正であり、かつ第三者の有する著作権その他一切の権利を侵害していないこと保証します。

3.乙が出店ページ内に設定できる外部リンクは1つのみとし、その外部リンク先は乙が自ら運営し、乙自身の企業紹介、商品の販売、またはサービス提供等を行うウェブサイトでなければならないものとします。

4. 出店者専用システム利用中に当該出店ページからのリンク先のサイトに不具合が発生した場合、甲は当該出店者専用システムの利用を停止することができるものとし、この場合甲は出店ページ不掲載の責めを負わないものとします。

5.出店ページまたはリンク先に関して生じたあらゆる問題、クレーム、異議等は、すべて乙の責

任において解決するものとします。また、出店ページ及びリンク先に関連してなされた商品の売買、その他サービスの提供等について生じたあらゆる問題、クレーム、異議等もすべて乙の責任において解決するものとします。

6.甲が乙に対して損害賠償の責め負うこととなった場合、いかなる理由かを問わず、その金額は乙が甲に支払ったシステム利用料金を上限とします。

7.甲は、出店ページのクリック回数、表示回数等についてなんら保証をしません。

第9条 契約期間

本契約の有効期限は、アクセス権限発行の際に付された利用開始日から1年間とします。但し、有効期限満了の日より1ヶ月以上前に書面による解除の申し入れがない限り、1年間本契約と同様の契約が延長されるものとし、以降も同様とします。

第10条 システム利用料金及び支払条件

1.システム利用料金は、出店者専用システム利用料金、出店ページ作成料金、その他いかなる名称かを問わず、甲の提供する出店者専用システム利用に関し対価として支払われる全ての料金を含むものとし、出店者専用システム利用申込に記載された金額とします。

2.乙は、甲からの請求に基づき、甲の指定した支払期日までに、システム利用料金の1年分を甲の指定する方法により支払うものとします。なお、乙から甲に対する支払に関し必要となる費用は乙の負担とします。

3.申込者が上記1、2各号に定める支払を遅滞した場合、乙による支払がなされるまで、甲は本契約および遅滞のあった時点で成立している甲乙間の他の契約に基づくサービスの提供等を行わないことができるとします。この場合、申込者はかかる契約に関する甲の不履行の一切について損害賠償請求を行うことはできないものとします。

4.乙は上記1、2各号に定める支払を行わない場合、甲に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利14.5%の遅延損害金を支払うものとします。

第11条 著作権等

1.甲が作成した出店ページの著作物に関する著作権その他の一切の権利は、甲に帰属するものとする。但し、乙が甲に出店ページの作成を委託するに際し乙から甲に提供された資料等で甲の著作権その他の権利が及ばない部分および、既に乙に帰属している権利についてはこの限りではありません。

2.乙は、乙が作成した出店ページに掲載された情報、画像等を甲の運営するサイトのプロモーションや広告等に利用されることを承諾します。但し、他の権利の制限がある等の理由により、承諾できない場合は、その旨をあらかじめ甲に知らせるものとします。

第12条 機密保持

甲及び乙は、本契約履行に関して提供された相手方の情報のうち機密事項に属する一切の情報

について、第三者に開示、提供、漏洩しないものとします。但し、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

第 13 条 個人情報の利用及び管理等

1. 個人情報とは、出店者専用システムを利用して乙が収集、取得した、個人に関する情報であつて氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、年齢、生年月日、職業、クレジットカード番号その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別できることとなるものを含む）をいいます。

2. 乙が取得した個人情報の取り扱いについては以下のとおりとします。

(1) 乙は、個人情報を、自己の営業目的、サービス提供目的または事前に本人より承諾を得た目的以外で利用してはならないものとします。

(2) 乙は、事前に本人より承諾を得て第三者に個人情報を提供する場合以外には、第三者に提供、開示または漏洩してはいけないものとします。

(3) 乙は、自己の管理する個人情報に関し、個人情報の漏洩、紛失、盗聴、消失、毀損、改ざん、不正アクセス等（以下、「個人情報の漏洩等」といいます）の事態の発生を防止するため、個人情報を適切に管理、保管し、安全対策を講じるものとします。

(4) 乙は、個人情報に関し、上記 1、2 各号に反する事象が生じた場合及び上記 3 号に掲げる個人情報の漏洩等の事態が生じた場合には、ただちに甲に通知するものとします。

3. 乙は、前項の規定にかかわらず、以下の場合には第三者への個人情報の提供ができるものとします。

(1) 法令に基づく場合、及び国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合

第 14 条 委託

1. 甲は、本契約を履行するにあたり、業務の全部または一部を第三者に委託できるものとします。

2. 前項の場合、甲は、甲自身が負う義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。

第 15 条 権利譲渡の禁止等

甲及び乙は、本契約及び本契約に関して生ずる全ての権利を第三者に譲渡その他一切の処分をすることができないものとします。但し、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

第 16 条 任意解除

1. 甲及び乙は、相手方に対し 1 ヶ月以上前に解除の申し入れを書面で通知することにより、本契

約を解除することができます。乙が解除を申し入れた場合、乙は甲に対してシステム利用料金全額を支払うものとします。

2.本契約締結後でアクセス権限を発行する前に乙の事情により本契約を解除したときは、乙は違約金としてシステム利用料金全額に相当する料金を支払わなければなりません。

3.乙から甲に支払われたシステム利用料は、解除により契約が終了した場合またはその他いかなる理由によるものであっても、返却しないものとします。

第 17 条 契約の解除

1.甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、催告その他の手続を要しないで、ただちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 本契約または甲乙間の他の契約の各条項の一に違反したとき
- (2) 監督官庁より営業停止、営業免許または営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき
- (3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき
- (4) 信用資力の著しい低下があったとき、またこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分等を受けたとき
- (6) 破産手続開始もしくは民事再生・会社更生手続開始の申立て等の事実が生じたとき
- (7) 解散の決議をし、または他の会社と合併したとき
- (8) 財務状態の悪化、またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき
- (9) 災害、労働紛争その他により、本契約の履行を困難にする事由が生じたとき
- (10) 相手方に対する詐術その他背信行為があったとき
- (11) 出店ページまたはリンク先の掲載内容が各種法令に違反している、または違反のおそれがあるとき
- (12) 甲が、出店ページまたはリンク先の掲載内容が不適切であると判断したとき
- (13) 甲が、乙の出店ページを掲載することが甲にとって不利益となる場合または甲の信用を損なうと判断したとき
- (14) 上記各号に準ずる事由が生じたとき

2.乙は、自己に前項各号の一つにでも該当する事由があるとき、またはそのおそれのあるときは、ただちに甲に通知するものとします。

3.第 1 項に基づき甲が本契約を解除した場合、乙は、期限の利益を喪失し、本契約に基づくシステム利用料金の未払部分を直ちに甲に支払うものとします。

第 18 条 出店者専用システム利用の中止、停止

1.甲は、以下の各号に定める事象が発生した場合には、乙へ通知することなく、出店者専用システムの全部または一部を中止または停止することがあります。

- (1) 甲のシステムの定期的または緊急の保守、点検等のメンテナンスを行う場合
- (2) 甲が運営管理するサイトの更新もしくは変更またはバージョンアップ等を行う場合
- (3) 停電、火災、通信事業者によるサービス停止・中断、通信回線の事故・障害、天災地変、

第三者によるハッキングやクラッキング等不正アクセス、その他これらに準ずる事由による場合

(4) その他甲が、技術上または甲が提供するサービスの運用上、一時的な中止または停止が必要と判断した場合

2.前項の場合において、出店者専用システムが利用できない場合、出店ページが掲載できない場合または掲載された出店ページからリンク先への接続ができない場合等本契約における甲の義務を履行できない事象が生じた場合、甲は当システムを復旧するよう努めるものとし、甲の義務はこれに限定されるものとします。

3.第1項に定める場合において、甲は、出店者専用システム利用の全部または一部を中止または停止によって発生した乙の損害については、免責されるものとします。

第19条 条項の無効等

本契約の各条項が無効、違法または適用不能もしくは執行不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではなく、継続して完全に効力を有するものとします。

第20条 存続条項

本契約第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第3項、第18条第3項及び第22条は、本契約が終了した場合でも引き続き有効に存続するものとします。

第21条 契約の変更

甲は何らの予告なしに本契約及び本契約に付随する規約等（「運用ガイドライン」を含む）を変更することができるものとします。

第22条 合意管轄裁判所

甲乙間で訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 協議解決

本契約に定めのない事項その他本契約に関し甲及び乙間において解釈に疑義を生じた事項については双方誠意を持って協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとします。

附則

2008年4月1日施行